

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 (廃棄物対策課) 一六五
- 道立病院の使用料及び手数料の徴収及び収納事務の委託 (道立病院管理室) 一六七
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (食品衛生課) 一六七
- 地方卸売市場の廃止の許可 (地域産業課) 一六七
- 大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出 (地域産業課) 一六七
- 卸売業務の廃止の届出 (地域産業課) 一六八
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一六八
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一六八
- 土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 一六九
- 農業振興地域の指定の一部改正 (農村計画課) 一六九
- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業 補助対象経費、補助率等の決定(水産林務部所管分 その二) (水産経営課) 一六九
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出 (水産経営課) 一七〇
- 基本測量の実施の通知 (建設部総務課) 一七〇
- 公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 一七〇
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 一七一
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 一七一
- 道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 一七一
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 一七二
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (河川課) 一七三
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 一七三
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 一七三
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 一七四

公 表

- 知事表彰の受賞者 (人事課) 一七四
- 争議行為の通知 (労政福祉課) 一七五

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 一七五

支庁公告

- 公募型プロポーザルの実施 道民の森活動促進センター告示 一七五
- 北海道道民の森使用料の徴収事務の委託 道網走土木現業所告示 一七六
- 北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場の使用料の徴収事務の委託 道教育委員会教育長告示 一七六
- 北海道立北方民族博物館の使用料徴収事務の委託 道立図書館告示 一七六
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 一七七

告

示

北海道告示第748号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 申請の概要

ア 申請年月日

平成14年3月15日

イ 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

枝幸郡浜頓別町字浜頓別154番地

浜頓別町建設廃材処理協同組合 理事長 伊藤 信義

ウ 産業廃棄物処理施設の設置の場所

枝幸郡浜頓別町字曾丹3713-2、3714-1

エ 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号

ロ(安定型最終処分場)

オ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず

(2) 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

第 1359 号 報 告 書

北 興 興 公 報

<p>ア 縦覧の場所及び時間</p> <p>(ア) 北海道宗谷支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>(イ) 浜頓別町保健福祉課 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 縦覧の期間</p> <p>平成14年4月23日から同年5月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>(3) 意見書の提出</p> <p>ア この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>イ 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。</p> <p>ウ 意見書は、北海道知事（郵便番号097-8558 稚内市末広4丁目2-27 北海道宗谷支庁地域政策部環境生活課）に平成14年6月6日（木）までに到着するように提出すること。</p>	<p>法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>(3) 意見書の提出</p> <p>ア この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>イ 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。</p> <p>ウ 意見書は、北海道知事（郵便番号044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域政策部環境生活課）に6月6日（木）までに到着するように提出すること。</p>
<p>2(1) 申請の概要</p> <p>ア 申請年月日</p> <p>平成14年3月28日</p> <p>イ 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）</p> <p>虻田郡ニセコ町字ニセコ446番地 有限会社中野産業 代表取締役 中野 清</p> <p>ウ 産業廃棄物処理施設の設置の場所</p> <p>虻田郡ニセコ町字ニセコ344番2、345番2</p> <p>エ 産業廃棄物処理施設の種類の種類</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ（安定型最終処分場）</p> <p>オ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず</p> <p>(2) 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間</p> <p>ア 縦覧の場所及び時間</p> <p>(ア) 北海道後志支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>(イ) ニセコ町企画環境課 午前8時40分から午後5時10分</p> <p>イ 縦覧の期間</p> <p>平成14年4月23日から同年5月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する</p>	<p>3(1) 申請の概要</p> <p>ア 申請年月日</p> <p>平成14年3月29日</p> <p>イ 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）</p> <p>虻田郡大野町字向野283-40 有限会社丸協商事 代表取締役 須藤 一夫</p> <p>ウ 産業廃棄物処理施設の設置の場所</p> <p>虻田郡大野町字向野283番地40、41</p> <p>エ 産業廃棄物処理施設の種類の種類</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ（安定型最終処分場）</p> <p>オ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず</p> <p>(2) 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間</p> <p>ア 縦覧の場所及び時間</p> <p>(ア) 北海道渡島支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>(イ) 大野町生活環境課 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>イ 縦覧の期間</p> <p>平成14年4月23日から同年5月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>(3) 意見書の提出</p> <p>ア この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>イ 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置</p>

場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
 意見書は、北海道知事（郵便番号041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁地域政策部環境生活課）に平成14年6月6日（木）までに到着するように提出すること。

北海道告示第749号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条第4項の規定により、道立病院における平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料及び手数料の徴収及び収納の事務を次の者に委託した。
 平成14年4月23日

- | | | | | | |
|----------|--------------------|-------|---|---|---|
| 1 受託者の名称 | 株式会社ニチイ学館 | 北海道知事 | 堀 | 達 | 也 |
| 2 所在地 | 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地 | | | | |

北海道告示第750号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
 平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 (1) 随意契約に係る物品等の名称 プラテリアBSE1セット当たり単価
 (2) 数量 調達予定数量 1,920セット
- 随意契約の相手方を決定した日
 平成14年4月12日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 氏名 北海道和光純葉株式会社
 (2) 住所 札幌市北区北15条西4丁目10番地
- 随意契約に係る契約金額
 プラテリアBSE1セット当たり単価 232,200円
- 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 随意契約によつた理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道保健福祉部総務課

- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第751号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
 平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- | | |
|-------------|------------|
| 1 許可年月日 | 平成14年4月11日 |
| 2 廃止年月日 | 平成14年4月30日 |
| 3 地方卸売市場の名称 | 富川地方卸売市場 |
| 4 開設者 | 株式会社富川魚菜市场 |

北海道告示第752号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。
 平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 届出事項の概要
 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 金市館ビル
 岩見沢市4条西2丁目
 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社金市館
 札幌市中央区南2条西2丁目2番地
 代表取締役 加藤 正雄
 - 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 4,538㎡
 - 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 0㎡
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
 平成13年9月30日
 - 変更する理由
 営業休止のため
- 2 届出年月日

北海道告示第753号

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）第19条第2項の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があった。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 廃止年月日 平成14年4月30日
- 2 卸売業者の名称 株式会社富川魚菜市场
- 3 取扱品目の部類 青果部・水産物部
- 4 地方卸売市場の名称 富川地方卸売市場

北海道告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の内任及び退任の届出があった。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

篠津中央土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所

就任	平成14.4.1	理事	南部 重雄	石狩郡新篠津村第44線北51番地
同	同	同	本島 征一	同 第45線北71番地
同	同	同	櫻庭 誠二	樺戸郡月形町字篠津原野1724番地
同	同	同	新海 博吉	石狩郡新篠津村第40線北24番地
同	同	同	古谷 陽一	同 当別町字中小屋6321番地
同	同	同	岡村 春美	同 新篠津村第42線北64番地
同	同	同	宮本 静雄	同 第38線南9番地
同	同	同	三角 和雄	江別市美原278番地
同	同	同	長山 一	石狩郡新篠津村第36線南22番地
同	同	同	平田 昭二	同 当別町字東裏2831番地
同	同	同	藤野 敏弘	同 新篠津村第36線北9番地
同	同	同	高橋 繁	同 当別町字藤岱2316番地16
同	同	同	西脇 一夫	江別市篠津534番地
同	同	同	武田 八郎	同 八幡124番地の46

同	同	同	石田 義美	石狩郡当別町字川下通2733番地
同	同	同	堀 梅治	同 字藤岱1696番地2
同	同	同	北野 拓男	同 新篠津村第46線北47番地
同	同	同	柳本 克巳	江別市美原537番地
退任	同	同	南部 重雄	石狩郡新篠津村第44線北51番地
同	14.3.31	同	本島 征一	同 第45線北71番地
同	同	同	櫻庭 誠二	樺戸郡月形町字篠津原野1724番地
同	同	同	高橋 貞美	石狩郡当別町字中小屋248番地の2
同	同	同	岡村 春美	石狩郡新篠津村第42線北64番地
同	同	同	新海 博吉	同 第40線北24番地
同	同	同	保倉 國夫	江別市美原184番地の3
同	同	同	田中 勝秀	石狩郡新篠津村第38線南10番地
同	同	同	長山 一昭	同 第36線南22番地
同	同	同	山地 昭	同 第36線北10番地
同	同	同	高橋 繁	同 当別町字藤岱2316番地16
同	同	同	平田 昭二	同 字東裏2831番地
同	同	同	石田 義美	同 字川下通2733番地
同	同	同	武田 八郎	江別市八幡124番地の46
同	同	同	西脇 一夫	同 篠津534番地
同	同	同	北野 拓男	石狩郡新篠津村第46線北47番地
同	同	同	堀 梅治	同 当別町字藤岱1696番地2
同	同	同	柳本 克巳	江別市美原537番地

余市川土地改良区

就任年月日	平成14.3.22	理事・監事の別	氏名	住所
同	同	同	妹尾 和治	余市郡仁木町西町10丁目15番地
同	同	同	岩本 勝美	同 大江2丁目215番地

北海道告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年4月23日

認可年月日	平成14年4月23日	土地改良区名	北海道知事 堀 達也
-------	------------	--------	------------

北海道告示第755号

2 北海道ヒトデ駆除モザル事業 道東の太平洋海域におけるヒトデの大量発生による漁業被害に対して、地域が効率的、経済的な駆除及び処理方法や漁場の管理手法の確立を図るため、予算の範囲内で補助する。	日高、十勝及び釧路支庁管内の市町村又は漁業協同組合	市町村又は漁業協同組合が行う北海道ヒトデ駆除モザル事業に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	共通第2号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	(北海道漁協経営強化推進本部にあっては水産林務部水産経営課)	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	-----------------------------------	--------	-------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

北海道告示第759号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第88号）第5条第1項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成14年4月23日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

発起人の住所及び氏名	加入区名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
野付郡別海町走古丹1番地の61 同 本別海1番地の125 同 走古丹1番地の71	渡辺 静次 福原 正純 松原 政勝	別海 漁業協同組合

北海道告示第760号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）

第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成14年5月10日から6月28日まで
- 3 作業地域 赤井川村、音更町、礼文町

北海道告示第761号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（網走港他1港 水準測量）
- 2 作業期間 平成13年10月18日から12月10日まで
- 3 作業地域 網走市、斜里町

北海道告示第762号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年4月23日

北海道知事 堀 達 也

第1359号

北 興 公 路

道路の種類 道路の路線名、区域及び縦覧場所	道路名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
1	大沼公園線	亀田郡七飯町字大沼町202番4地先から 亀田郡七飯町字大沼町160番2地先まで		前	12.11mから 14.47mまで	497.42m	—	北海道函館土木規業所
2	松前港線	松前郡松前町字唐津84番地先から 松前郡松前町字松城56番2地先まで		前	5.90mから 11.88mまで	397.93m	—	同
	直別共栄線	十勝郡浦幌町字昆布刈石1番8地先から 十勝郡浦幌町字昆布刈石1番8地先まで		前	20.00mから 20.00mまで	150.50m	—	北海道帯広土木規業所
	ホロカヤントー線	広尾郡大樹町字生花176番2地先から 広尾郡大樹町字生花181番1地先まで		前	12.54mから 23.72mまで	568.50m	—	同
	士幌然別湖線	河東郡士幌町字上音更西4線180番1地先から 河東郡士幌町字上音更西6線179番10地先まで		前	14.79mから 27.85mまで	834.57m	—	同
	釧路鶴居弟子屈線	阿寒郡鶴居村字ホロ口原野南8線47番3地先から 阿寒郡鶴居村字幌呂原野南5線44番19地先（軌道敷地）まで		前	19.29mから 33.20mまで	834.57m	—	北海道釧路土木規業所
				後	16.44mから 58.13mまで	1,692.97m	—	
				後	22.00mから 78.44mまで	1,651.74m	—	

阿寒公園鶴居線	阿寒郡鶴居村字雪裡原野北17線西29番1地先から	前	10.50mから	3,008.70m	道道釧路鶴居弟子屈線	北海道釧路土木現業所
	阿寒郡鶴居村鶴居西4丁目1番地先まで	前	32.50mまで		における12.00mの間	
		前	10.50mから	3,003.99m	道道釧路鶴居弟子屈線	
		後	60.00mまで		における12.00mの間	
			10.50mから	3,003.99m	道道釧路鶴居弟子屈線	
			60.00mまで		における12.00mの間	

北海道告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月23日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2	路線名	北見置戸線			
3	道路の区域	間			
		変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
	北見市上とこる578番1地先から常呂郡訓子府町字日出134番地先まで	前	10.90mから	984.34m	—
		後	21.15mまで		
			19.00mから	989.37m	—
			53.00mまで		

北海道告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月23日

道道	鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖10線13号626番21地先まで	北海道知事	堀	達也
道道	鷹栖東鷹栖比布線	旭川市東鷹栖11線13号2520番18地先から旭川市東鷹栖11線13号2520番19地先まで	北海道知事	堀	達也
		旭川市東鷹栖11線13号2520番19地先から上川郡比布町2623番6地先から上川郡比布町4496番1地先（一般国道40号交点）	北海道知事	堀	達也

まで

北海道告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月23日

1	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
2	路線名	中央東線			
3	道路の区域	間			
		敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	室蘭市中島町1丁目37番12地先から室蘭市中島町1丁目30番43地先まで	22.00mから	911.30m	一般国道37号における39.90mの間	
		38.25mまで			

北海道告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月23日

1(1)	道路の種類	道道	北海道知事	堀	達也
(2)	路線名	比布愛別停車場線			
(3)	道路の区域				

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
上川郡比布町856番2地先 から上川郡比布町1876番2 地先まで	前	27.00mから 33.00mまで	986.50m	—
	後	16.00mから 31.00mまで	968.00m	—

- 2(1) 道路の種類 道道
 (2) 路線名 美深雄武線
 (3) 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
中川郡美深町字仁宇布199 番1地先から中川郡美深町 字仁宇布267番3地先(河 川敷地)まで	前	16.00mから 28.00mまで	410.00m	—
	前	20.20mから 29.50mまで	410.00m	—
	後	20.20mから 29.50mまで	410.00m	—

北海道告示第767号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 しゅん功認可の年月日 平成14年4月23日
 2 しゅん功認可を受けた者
 (1) 氏名又は名称 北海道
 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
 3 埋立区域
 (1) 位 置 域
 (2) 区 域
 紋別郡湧別町字登栄床425番地先の公有水面
 次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び1の
 地点と4の地点を結んだ線によって囲まれた区域(日本測
 地系による測量の成果を使用)
 登栄床漁港図根点No.1(北緯44度11分04秒、東経143度44
 分42秒)
 基地点

1の地点	基地点から方向角174度40分23秒の方向59.57mの地点
2の地点	1の地点から方向角176度52分46秒の方向100.12mの地点
3の地点	2の地点から方向角266度55分38秒の方向13.06mの地点
4の地点	3の地点から方向角356度52分46秒の方向100.12mの地点
1の地点	4の地点から方向角86度55分38秒の方向13.06mの地点
(3) 面積	1,307.42m ²
4 免許年月日及び番号	昭和62年12月4日 河川第1966号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	湧別町

北海道告示第768号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 河 川 の 名 称 二級河川安平川水系勇払川
 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成14年4月23日
 3 廃川敷地等の位置 苫小牧市字植苗663番6地先から653番2地先まで及び
 653番1地先から653番10地先まで
 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 25,646.47m²

北海道告示第769号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) しゅん功認可の年月日 平成14年4月16日
 (2) しゅん功認可を受けた者
 ア 氏名又は名称 北海道
 イ 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 ウ 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也
 (3) 埋立区域
 ア 位 置 域
 イ 区 域
 ウ 埋立区域
 様似郡様似町字冬島10番1、12番8、12番9、12番10、
 12番11及び25番1地先の公有水面

第 1 3 5 9 号

報 告 公 債 北 海 道

<p>イ 区 域</p> <p>次の①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>①の地点 原点Ⅳ冬島港（北緯42度05分55秒5457、東経142度59分16秒1116（$X = -210,907.770$、$Y = 61,020.120$））から方向角118度52分27秒の方向234.22mの地点</p> <p>②の地点 ①の地点から方向角183度40分10秒の方向15.65mの地点</p> <p>③の地点 ②の地点から方向角283度30分49秒の方向69.98mの地点</p> <p>④の地点 ③の地点から方向角13度31分09秒の方向10.88mの地点</p> <p>⑤の地点 ④の地点から方向角82度47分55秒の方向10.33mの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から方向角106度08分36秒の方向19.22mの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から方向角92度19分53秒の方向10.29mの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から方向角113度40分05秒の方向10.30mの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から方向角87度59分49秒の方向10.50mの地点</p> <p>積 1,019.77m²</p> <p>ウ 面 積</p> <p>④ 免許年月日及び番号 昭和56年7月24日 港湾第93号指令</p> <p>⑤ 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 様似町</p> <p>2(1) しゅん功認可の年月日 平成14年4月16日</p> <p>(2) しゅん功認可を受けた者 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目</p> <p>イ 住 所 北海道知事 堀 達也</p> <p>ウ 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 堀 達也</p> <p>(3) 埋 立 区 域 様似郡様似町字冬島25番1地先の公有水面</p> <p>ア 位 置 次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）</p> <p>イ 区 域 原点Ⅳ冬島港（北緯42度05分55秒5457、東経142度59分16秒1116（$X = -210,907.770$、$Y = 61,020.120$））から方向角115度23分22秒の方向231.76mの地点</p> <p>①の地点 ①の地点から方向角103度30分46秒の方向3.00mの地点</p> <p>②の地点 ②の地点から方向角183度35分51秒の方向29.99mの地点</p> <p>③の地点 ③の地点から方向角283度30分46秒の方向3.00mの地点</p>	<p>ウ 面 積</p> <p>90.00m²</p> <p>(4) 免許年月日及び番号 昭和52年9月1日 港湾第90号指令</p> <p>(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 様似町</p> <p>北海道告示第770号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業認可の変更を認可した。</p> <p>平成14年4月23日</p> <p>1 施行者の名称 八雲町</p> <p>2 都市計画事業の種類及び名称 八雲都市計画下水道事業 八雲公共下水道</p> <p>3 事業の施行期間 平成3年10月15日から平成19年3月31日まで</p> <p>4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし 平成3年北海道告示第1733号、平成7年北海道告示第1743号及び平成11年北海道告示第497号の事業地に八雲町立岩、浜松を加え、内浦町、栄町、東雲町、住初町、相生町、豊河町、栗町、本町、三杉町、緑町、及び宮園町地内において事業地を変更する。</p> <p>公 報</p> <p>北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。</p> <p>平成14年4月23日</p> <p>北海道社会貢献賞</p> <p>市（区）町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容</p> <p>乙 部 町 松岡 幸子 優良看護職員</p> <p>芽 室 町 鳥本 ヒサ子 同</p> <p>札幌市豊平区 阿部 美智子 同</p> <p>稚 内 市 三上 幸子 同</p> <p>函 館 市 青島 子三 同</p> <p>大 滝 村 加藤 博子 同</p> <p>北海道知事 堀 達也</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

小樽市	若狭川	紀美子	優良看護職員
登別市	石川	寛弘子	同
同	滝川	信子	同
赤幌市	岩波	雪良子	同
函館市	高山	ヒロ子	同
室蘭市	山本	時住子	同
小平市	忍本	尾佳子	同
北海道善行賞	長尾	住佳子	同

市(区)町村名	氏名又は団体名	功績の内容
当別町	細川幸子	優良母子家庭
福島町	川川恵子	同
東京町	沼田千恵子	同
愛宕町	常呂恵子	同
えりも町	更別山石	同
札幌市厚別区	数寄本井恵美子	同
札幌市西区	佐々木愉利子	同
函館市	吉越木紀子	同
北見市	小見勝木田和子	同
苫小牧市	美勝清佳代子	同
美幌市	美幌別	同

医療法人亀田病院労働組合 執行委員長 佐藤 勝から、平成14年4月15日、次のとおり
 争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知
 があった。

平成14年4月23日

- 1 事件 (1) 賃金改善要求に関する係争
 (2) 労働条件等の要求に関する係争
 (3) その他の要求に関する係争

北海道知事 堀 達也

2 日時	平成14年4月30日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
3 場所	次の事業所において、医療法人亀田病院労働組合の組合員が従事する全職場 医療法人亀田病院、医療法人亀田病院分院亀田北病院、医療法人亀田病院介護老人保健施設グランドサン亀田
4 概要	あらゆる形の争議行為を行う。

争 執

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の
 指定を取り消した。

平成14年4月23日

北海道知事 堀 達也

- 氏名又は名称 石狩産業株式会社
- 代表者の氏名 片田 和生
- 主たる事務所又は事業所の所在地 砂川市東1条南17丁目1番33号
- 指定の取消年月日 平成14年3月1日

争 執 事 由

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年4月23日

北海道後志支庁長 浴 山 正 久

- 業務概要
 - 業務名 しりべし観光30ミリオン事業ドライマツパ作成業務
 - 業務内容 後志支庁管内の様々な観光情報を掲載したドライマツパ観光誘致用の提案型のドライマツパを企画・編集の上、作成すること。
 - 履行期限 平成14年7月18日（木）
- 参加資格及び特定基準
 - プロポーザルの提出者に要求される資格
 ア 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。
 イ 過去3年間に国、地方公共団体又はこれに準ずる公的資格の団体等の作成する後志管内2市町村以上の情報を掲載した広域観光パレットの企画・作成業務を受託した実績を有すること。

第1359号

報 告 公 報 北 興

<p>(2) プロポーザルの特定基準</p> <p>ア 業務処理能力 過去の実績等</p> <p>イ データ収集・企画能力 データ収集及び企画の内容</p> <p>ウ ペンフレット作成能力 作成するドラィマツツの企画提案</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部局 郵便番号 044 - 8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁地域政策部地域政策観光課観光振興係 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2174 ファクシミリ 0136 - 22 - 0948</p> <p>(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 受付 平成14年4月23日(火)から5月1日(水)まで。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、郵送を希望する場合の期限は4月26日(金)とする。)</p> <p>交付場所は、(1)に同じ。</p> <p>(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法 平成14年5月1日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで)</p> <p>提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。</p> <p>(4) プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法 平成14年5月10日(金)午後5時</p> <p>提出場所は、(1)に同じ。 (土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで)</p> <p>持参すること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円とする。</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p> <p>(3) 関連情報入手するための照会窓口</p>

<p>3(1)に同じ。</p> <p>(4) 詳細は、プロポーザル説明書によること。</p> <p>(5) プロポーザル提出要請書の送付 プロポーザル提出業者として選定された者には、プロポーザル提出要請書を送付する。選定されなかった者にはその旨通知する。</p>	<p align="center">興 報 公 報 北 興</p> <p align="center">報 告 公 報 北 興</p>
<p>北海道道の森活動促進センター告示第1号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立道民の森の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月23日</p> <p>北海道道の森活動促進センター所長 富 長 光 彦</p> <p>1 受託者の名称 財団法人北海道森林整備公社</p> <p>2 所 在 地 札幌市中央区南1条西7丁目15番地</p>	<p align="center">興 報 公 報 北 興</p> <p align="center">報 告 公 報 北 興</p>
<p>北海道網走土木現業所告示第1号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立オホーツク公園のオートキャンプ場の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月23日</p> <p align="center">北海道網走土木現業所長 猪 俣 茂 樹</p> <p>1 受託者の名称 財団法人北方文化振興協会</p> <p>2 所 在 地 網走市潮見309番地1</p>	<p align="center">興 報 公 報 北 興</p> <p align="center">報 告 公 報 北 興</p>
<p>北海道教育委員会教育長告示第16号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、北海道立北方民族博物館の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料徴収の事務を次の者に委託した。</p>	

平成14年4月23日

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

- 1 受託者の名称 財団法人北方文化振興協会
- 2 所 在 地 網走市字潮見309番地1

興 刊 図 書 館 告 示

北海道立図書館告示第1号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年4月23日

北海道立図書館長 高 橋 直 矢

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機器の借上468点
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年4月2日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道ビジネスオートマーション株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
月額 7,757,085円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によつた理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道立図書館
(2) 所在地 江別市文京台東町41番地

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課